

海外派遣助成

申請書略号：Q-DACS

担当：文化事業部舞台芸術チーム

日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の文化芸術事業を実施するため、海外に渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対し、経費の一部を助成します。

※令和7年度より、海外派遣助成プログラムの第2回募集は廃止します。

申請資格

以下のいずれかに該当する日本国内の団体又は個人。

- 1 海外の団体から招請を受けており、文化芸術分野において日本国内を拠点に活動している団体又は個人
- 2 上記団体・個人の海外での文化芸術事業を企画・制作する団体

対象事業

1 事業内容：以下のいずれかの事業。

ア 演劇、音楽、舞踊、民俗芸能等の公演

イ 日本文化やスポーツに関する講演、デモンストレーション、ワークショップ等

※ 日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人、公益財団法人日韓文化交流基金から助成を受ける事業については、本プログラムで助成を受けることはできません。

※ 日本国在外公館からの招へいは海外団体からの招へいとみなされません。

※ 申請者の海外支社等から招へいを受けた案件は、同一組織内の事業とみなされるため、本プログラムの助成対象外です。

※ 海外で展覧会を開催する場合は、「海外展助成」(p. 16) をご参照ください。

2 事業期間：

2025年4月1日以降に開始(日本を出発)し、2026年3月31日までに完了(日本に帰着)する事業。

助成内容

以下の経費の一部を助成します。

1 国際人員移動費

2 荷物輸送費

※海外発着の航空賃は助成対象外です。ただし、乗り継ぎ及び事業実施地間の移動にかかる航空賃は助成対象となります。

採用実績（参考）

令和6年度第1回募集採用 29 件／応募 153 件

令和6年度第1回募集時の1件あたりの最高助成決定額 4,000,000 円

選考方針

- 1 全プログラム共通の選考方針は p.2 をご覧ください。
- 2 提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
- 3 以下のような事業については、相対的に高い評価が与えられます。
 - ア 複数国・都市への巡回を効率よく行う事業
 - イ 公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の実施が複数計画されている事業
 - ウ 主要な国際芸術祭、外交周年事業等に参加する事業（p. 2 参照）
 - エ 日本との文化芸術交流の機会が著しく少ない国・地域との交流を促進する事業
 - オ 活動（内容・成果）を外部に向けて積極的に発信する事業
- 4 以下のような事業については、相対的に低い評価が与えられます。
 - ア 同一年度内に既に JF の助成を受けている申請者の事業
 - イ コンペティションに参加するなど、申請者が自主的に参加する事業
 - ウ 一般公開されない事業など、事業成果が特定のグループ・個人にのみ還元される事業
 - エ 観光、研究活動等、文化芸術事業以外の活動を主体とする事業
 - オ 展覧会の実施を主な目的とし、展覧会に合わせて実施される事業（講演、ワークショップ等）
 - カ 滞在制作、アーティストインレジデンス参加のみの事業
 - キ 姉妹都市間又は学校間交流等、特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする事業
 - ク 趣味的サークルや同好会による事業
 - ケ 現地主催者の経費負担が著しく少なく、申請者の自己負担の割合が極端に大きい等、予算計画にバランスを欠いた事業
- 5 外務省から危険情報が発出されている国・地域での事業については、安全管理上の条件を付して採用することがあります。また、採用になった場合でも、事業実施前の渡航国における危険情報によっては、助成が取消となる場合があります。

申請締切

2024 年 12 月 3 日 24 時（日本時間）（公募申請サイト）

（2025 年 4 月 1 日以降に開始（日本を出発）し、2026 年 3 月 31 日までに完了（日本に帰着）する事業が対象）

※令和7年度から募集回数を1回にいたします。

結果通知

2025 年 4 月中